

## 企画競争実施の公告

次のとおり、企画提案（プロポーザル）を募集します。

### 1. 業務概要

① 業務名

令和6年度地域周遊観光促進事業

「北陸・飛騨・信州における英国高付加価値旅行者層対应有カメディア招請」事業

② 業務内容

別紙「仕様書」による

③ 履行期限

令和7年2月28日（金）

### 2. 企画競争参加資格要件

参加資格は、次の各号の資格要件を満たすものとする。

- ① 国土交通省から補助金交付等停止措置を受けていないこと。
- ② 国又は地方公共団体から入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ③ 金沢市、松本市、高山市、南砺市、白川村のいずれかの役務等の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、8月20日までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照するものとする。  
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuannai/1/5/26131.html>
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ⑥ 委託者及び連携先への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- ⑦ 企画提案書の業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び委託者の指示に柔軟に対応できること。
- ⑧ 業務内容について守秘義務を遵守できること。

### 3. 支払条件及び提案上限額

#### ①支払条件

委託者は本事業に係る経費について業務完了後受託者が発行する請求書に基づき令和 7 年 5 月末までに支払うものとする。ただし、受託者は、本業務に関する契約を締結した日から起算して 3 カ月以後に、契約金額の 2 分の 1 以内の前払金の支払いを請求することができる。なお、委託者は前払金の支払いについて、受託者が発行する請求書に基づき速やかに支払うものとする。

#### ②提案上限額

2,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかるすべての費用を含む。

### 4. 企画提案書作成要領及び提出等

#### ①作成要領

(ア) 用紙は、原則 A 4 判（必要に応じ A 3 判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(イ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(ウ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

#### ② 企画提案書

(ア) 提出部数：4 部（正本：社名あり 1 部、副本：社名なし 3 部）

(イ) 企画提案書の構成

a) 表紙

b) 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）

c) 業務に係る提案書

d) 事業実施スケジュール

e) 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図

f) 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（ただし、委託者の承諾を要するものに限る）

g) 見積書(概算かつ消費税・地方消費税は含むこと)

(ウ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

③ 提出期限：令和 6 年 8 月 22 日（木）午後 5 時必着

④ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とすること。）なお提案は、1 社につき 1 提案までとする。

(イ) 提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部  
〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-2-28 名古屋第二埼玉ビル 4 階

⑤ その他

- (ア) 提出された書類は返却しない。
- (イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。
- (ウ) 提案を取り下げ場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。
- (エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。
- (オ) 取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- (カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (ク) 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

## 5. 企画競争に関する質問

- ① 質問期間：令和6年8月8日（木）から8月15日（木）午後5時まで
- ② 提出方法
  - (ア) 提出方法：説明書等の内容について質問がある場合は、任意様式によりメール（9. 問い合わせ先に記載のアドレスあて）で提出すること。
  - (イ) 件名を「北陸・飛騨・信州における英国高付加価値旅行者層対応有力メディア招請」事業に関する質問とすること。
- ③ 質問書に対する回答：質問者に対して、電子メールにより随時回答する。

## 6. 最優秀提案者の決定

- ① 審査方法
  - 審査は、企画提案書の内容を基に、委託者が設置する北陸・飛騨・信州における英国高付加価値旅行者層対応有力メディア招請事業企画競争選定委員会において審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- ② 提案書評価基準
  - (ア) 現地メディア招請において、事業主体の要請する内容を満たしているか。
  - (イ) 現地メディア招請において、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。
  - (ウ) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。
  - (エ) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。
  - (オ) 事業実施スケジュールは妥当か。
- ③ 結果の通知（予定）
  - (ア) 令和6年9月3日（火）までにすべての提案書提出者に対し通知する。

(イ) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受付けない。

## 7. 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事業予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- ① 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- ② 契約保証金：免除する。
- ③ 契約書作成の要否：要

## 8. その他留意事項

- ① 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- ② 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- ③ 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。
- ⑤ 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑥ 本事業に係る契約に係る金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- ⑦ 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。
- ⑧ 受託者は国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものとする。

## 9. 問い合わせ先

一般社団法人 中央日本総合観光機構マーケティング部

担当：伊藤

住所：〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階

電話：052-602-6651 F A X：052-756-2727

メール：info@go-centraljapan.jp

## 仕 様 書

### 1. 事業名

「北陸・飛騨・信州エリアにおける英国高付加価値旅行者層対応有力メディア招請」事業  
(以下「本事業」という。)

### 2. 事業目的

これまで北陸・飛騨・信州 3 つ星街道エリア（金沢市～南砺市～白川村～高山市～松本市のエリア。以下「当エリア」という。）においては、世界遺産、国宝、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで 3 つ星として紹介されている日本屈指の観光資源（文化財）とカスタマージャーニー（観光目的・行動）が合致する英国をターゲット国に、本物の日本に関心がある高付加価値層をメインターゲット層とし、英国現地エージェントを活用して、現地メディアに対するプロモーションを継続的に実施しており、引き続き当該市場の旅行者のニーズを踏まえながら、当エリアの魅力ある観光資源を効果的に発信するためのプロモーションを展開する必要がある。

本事業では、英国市場において、本物の日本が体験できる destinations としてのブランドを構築し、更なる認知度向上を図るため、英国の有力メディアに掲載されることをめざしたメディア招請を行う。

### 3. 対象市場

英国

### 4. 事業の進め方

委託者は、事業の実施にあたって、一般社団法人中央日本総合観光機構（以下「委託者」という。）金沢市観光協会及び北陸・飛騨・信州 3 つ星街道観光協議会（以下「連携先」という。）は密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手する際には委託者及び連携先に協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

### 5. 事業内容

#### (1) メディア招請

##### ① 招請時期・招請期間：

令和 6 年 10 月～12 月 当エリア内 4 泊 5 日以上

##### ② 招請人数：

2 社 2 名以上

##### ③ 業務内容

本事業は、英国における現地旅行業界へのマーケティング及び PR に精通している現地エージェントを活用するなどして、有力なメディアへの掲載を実現するものである。

ア 行程の作成

- ・当エリアの観光資源からターゲット層が興味・関心を引き、周遊化が見込まれるコースを盛り込んだ行程を作成すること。
- ・当エリア内の各地域（金沢市、南砺市、白川村、高山市、松本市）により滞在時間及び体験コンテンツのボリュームに大きな偏りが生じないように配慮すること。
- ・原則、当エリア内 4 泊以上滞在する行程を作成すること。
- ・最終的な行程は委託者及び連携先と協議のうえ、決定すること。

#### イ 被招請者の選定・連絡調整

- ・英国有力メディアへの記事掲載の実績等があり有力メディアへの記事掲載が十分に期待できるライターを対象に、招請候補を選定すること。なお、英国有力メディアへの記事掲載が可能であれば、国内在住ライターの招請も可能とする。
- ・記事掲載される媒体については、紙媒体だけでなくオンラインでも記事掲載が可能なメディアを選定すること。なお、記事掲載はオンラインのみでも可能とする。
- ・選定したライターのプロフィール（記事掲載の実績を含むもの）を委託者及び連携先に提出すること。
- ・招請案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

#### ウ 視察にかかる手配

- ・日本までの国際航空券を手配すること。
- ・当エリアまでの国内移動手段を手配すること。
- ・当エリア内での移動手段を手配すること。専用車（貸切バスまたはタクシー）を手配する場合は、被招請者、随行者の移動と荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとすること。
- ・宿泊施設を手配すること。旅館の場合は 1 部屋 1 名の夕・朝食付き、ホテルの場合は 1 部屋 1 名の朝食付きを原則とする。
- ・行程中のすべての食事を手配すること。なお、食事についても取材の一環となるよう留意し、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないよう留意すること。
- ・取材にかかる観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。
- ・必要に応じて、日本入国にかかる被招請者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援を行うこと。

#### エ 視察への同行

- ・原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。
- ・今後の業務に有用な情報を適宜提供するため、当該地域について熟知した者が同行できるよう体制を整えること。
- ・同行者（各地域側からの同行者1名程度を含む）の移動、宿泊、食事、観光施設への入場・体験等の手配を併せて行うこと。なお、各地域側からの同行者の当該手配にかかる費用は事業費に含まないこととする。

#### オ 招請後のフォローアップ

- ・被招請者全員に対し、今後のマーケティングの参考となるようアンケートを視察終了後 3 日以内に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと。
- ・招請後、被招請者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行うこと。

## カ その他

- ・招請に係る全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・被招請者用のWi-Fi ルーター(1人1台)の手配、車中での飲料水、保険等の備えを行うこと。
- ・行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての被招請者の個人責任の範囲について、被招請者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招請者が途中離団する場合は、代案を提案すること。

## 6. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A 4判）を作成し、7の履行期限までに、委託者及び連携先に提出すること。

- ・メディア招請：招請の概要、アンケート結果、記事掲載実績

## 7. 履行期限

令和7年2月28日（金）まで

## 8. 本事業のアウトプット

- ・メディア招請：1回2社2名以上
- ・記事掲載件数：2件以上

## 9. その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。
- （5）受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- （6）本事業の契約に係る金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- （7）受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。
- （8）受託者は国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名競争に停止措置が講じられていないものとする。